

質 疑 応 答 書

令和8年4月27日

旭川市長 今 津 寛 介
(総務部庁舎管理課担当)
(公 印 省 略)

次の案件に係る仕様書等について質問があったので回答する。

件 名	旭川市総合庁舎警備及び防災監視等業務	
質 疑 事 項	回 答 事 項	
・仕様書の配備体制で消防法第8条の2の5第1項自衛消防組織の組織委員としての要件を有する者5名以上とありますが、具体的に教示して頂けますでしょうか。	・自衛消防組織の要員の基準は、消防法施行令第四条の二の八及び消防法施行規則第四条の二の十三で、自衛消防業務の講習受講者のほか、市町村の消防職員で一年以上管理的又は監督的な職にあった者、又は、市町村の消防団員で、三年以上の管理的又は監督的な職にあった者が資格を有する者に該当します。 総合庁舎に設置する自衛消防組織の要員のうち、総括管理者1名と班長4名の合計5名は自衛消防組織要員の基準を満たす者である必要があるため、5名以上としています。	

注 あらかじめ電話連絡の上、上記のFAX番号へ送信してください。